

国民年金

問合先 国保年金課

「ねんきんネット」とはいつでも「自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。」

いつでも最新の年金記録が確認できます。年金の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります。

※ねんきんネットのサービス登録は (https://www.nenkin.go.jp/n_net/) から

問合先
●ねんきんネット専用ダイヤル (☎0570・058・555)
●IP電話・PHS用 (☎03・6700・1144)



後期高齢者医療制度

問合先

●大阪府後期高齢者医療広域連合(窓口負担)：☎06・7501・0437、保険料：☎06・4790・2028、給付事務：☎06・4790・2031
●厚生労働省コールセンター (☎0120・002・719)
●国保年金課

後期高齢者医療 被保険者証が変わります

10月から「後期高齢者医療被保険者証」が「黄色」に変わります。新しい被保険者証は、9月下旬までに送付します。有効期限は来年7月31日までとなっております。届いた日から使用できます。また、現在お持ちの被保険者証(水色)は新しい被保険者証(黄色)が届いたら破棄していただくか、国保年金課窓口へお返しください。

医療機関での自己負担割合

医療機関での自己負担割合は10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

す。

2割負担と判定された人には、施行後3年間は外来の月々の負担増加額が3,000円までとなる配慮措置があります。

■3割負担：同一世帯に令和4年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の被保険者がいる世帯

●この世帯に属する被保険者は個人の令和4年度の住民税が課税される所得額が、145万円未満であっても3割負担となります。

●同一世帯の被保険者(昭和20年1月2日以降生まれの被保険者およびこの人と同じ世帯に属する被保険者が対象)の賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合には3割負担ではない判定となります

■2割負担：3割負担に該当せず、同一世帯に令和4年度の住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる場合で次の要件に該当する世帯

●同一世帯に被保険者が一人の世帯：「年金収入(*1)+その他の合計所得金額(*2)」が200万円以上

●同一世帯に被保険者が複数い

る世帯：「年金収入(*1)+その他の合計所得金額(*2)」の合計が320万円以上の世帯(*1) 遺族年金や障害年金は含みません。

(*2) 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

■1割負担：3割負担または2割負担に該当しない世帯

●有効期限内でも、世帯の状況や所得の更正等により、自己負担割合が変わることがあり、後日、差額の2割相当額の請求、または、還付をさせていただく場合があります。

●3割負担の場合でも次の要件に該当する人は、申請することです。申請の翌月から、2割負担または1割負担に変更となります。

●同一世帯に被保険者が1人の世帯：被保険者の前年の収入額が383万円未満

●同一世帯に被保険者が1人で、かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる世帯：被保険者の前年の収入額が383万円以上で、被保険者本人および同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人の前年の収入合計額が

520万円未満

●同一世帯で被保険者が2人以上の世帯：被保険者の前年の収入合計額が520万円未満

2割負担になる人への事前申請

後期高齢者医療制度において、2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人を対象に、9月下旬に大阪府後期高齢者医療広域連合から事前に口座を登録するためのお願いを郵送します。届いたら申請書に必要事項を記入いただき、同封の返信用封筒で返送してください。申請書を提出いただくことで、口座が登録されます。高額療養費の支給対象となった場合、登録いただいた口座へ自動的に払い戻されます。

